
平成28年 第3回(定例)吉賀町議会会議録(第4日)

平成28年9月16日(金曜日)

議事日程(第4号)

平成28年9月16日 午前9時02分開議

- 日程第1 議案第63号 動産購入契約の締結について
- 日程第2 議案第64号 吉賀町地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第65号 吉賀町新宮住宅施設条例の制定について
- 日程第4 議案第66号 吉賀町移住体験滞在施設条例の制定について
- 日程第5 議案第67号 吉賀町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第68号 吉賀町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第69号 吉賀町スクールバス条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第70号 平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第71号 平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第72号 平成28年度吉賀町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第11 発議第4号 介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修の継続利用と、利用料負担増としないことを求める意見書(案)
- 日程第12 発議第5号 参議院選挙における合区の解消を求める意見書(案)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第63号 動産購入契約の締結について
- 日程第2 議案第64号 吉賀町地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第65号 吉賀町新宮住宅施設条例の制定について
- 日程第4 議案第66号 吉賀町移住体験滞在施設条例の制定について
- 日程第5 議案第67号 吉賀町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第68号 吉賀町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第69号 吉賀町スクールバス条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第70号 平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第71号 平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第10 議案第72号 平成28年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）

日程第11 発議第4号 介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修の継続利用と、利用料負担増としないことを求める意見書（案）

日程第12 発議第5号 参議院選挙における合区の解消を求める意見書（案）

出席議員（11名）

1番 桑原 三平君	2番 大多和安一君
3番 三浦 浩明君	4番 桜下 善博君
5番 中田 元君	7番 河村 隆行君
8番 藤升 正夫君	9番 河村由美子君
10番 庭田 英明君	11番 潮 久信君
12番 安永 友行君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中谷 勝君	副町長	岩本 一巳君
教育長	青木 一富君	教育次長	光長 勉君
総務課長	赤松 寿志君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	齋藤 明久君	保健福祉課長	宮本 泰宏君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	早川 貢一君
柿木地域振興室長	大庭 克彦君	出納室長	谷 みどり君

午前9時02分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1. 議案第63号

○議長（安永 友行君） 日程第1、議案第63号動産購入契約の締結についてを議題とします。

本案については質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） この契約の締結についての直接の質疑ではないので、ちょっと参考にお聞きしますが、この消防車というものは耐用年数は5年ですが、5年で償却するちゅうわけにもいかんじやろうと思いますが、そういった更新の目安についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

法的な耐用年数はもちろんありますけれども、吉賀町の消防団としましては、おおむね20年を経過したものについて更新するという計画で、今、順次更新をしておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） その場合、これも小型ポンプという積載車の、可搬のポンプの耐用年数とかいうのも、やはり同じ時期にやるわけですか。やはりポンプなんかは別に、可搬の分のポンプとは一緒にやるということですか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

ポンプ車と小型の今の積載車、2種類あるんですけども、特にどちらがどっちという基準、どちらも20年以上を経過したものについて更新をしていくということで今やっております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） この車ですけれども、タイヤにつきましては、冬用のタイヤをずっと装着するようにして行う予定かをお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

ちょっとその辺の指摘もあつたんですけども、今回は両方、夏用と冬用、両方を整備する予定にしております、冬になったらしたがってタイヤ交換する必要が出てきます。

それを一本化するという方法もないことはないんですけども、またこれはちょっと将来的な課題にしたいと思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 済みません、今さらなんですけど、基本的なことですけど、通常、乗用車とかになれば本町の業者になりますけど、このポンプ車、特殊ということになると思うん

ですけど、そういった場合でも、地元業者というのはこの入札には入れないんですか、質問ですが。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

車両の購入だけであれば可能と思うんですけども、当然、車両をまた購入した上で消防車に改造が必要ですので、改造するということになるのと専門の業者でないと、そこはできないということで、今回の消防の車両に精通した4者を指名させていただいたところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第1、議案第63号動産購入契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第64号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第64号吉賀町地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてを議題とします。

ここで、執行部のほうから議案の差しかえの申し出がありましたので、差しかえを行います。

議案64号の2枚目に当たります条文の内容が書いてあるところですが、中身については、齋藤税務住民課長のほうからの訂正内容の詳細説明を行ってまいります。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） おはようございます。

それでは、差しかえになった経過等、詳細に説明をさせていただきます。

まず、本文と変わったところを説明させていただきます。

第1条の右の最後のところ、本文の第7条第1項というふうになってますが、法律の既に改正がありまして、この部分が第5条第16項に変わっております。

それから、それを受けまして、3行目の真ん中の法第5条という部分を同条第4項第4号というように改めさせていただきます。

それから、第2条です。第2条の一番上の地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令ですが、これがことしの4月20日に改正がありました。それで、そこを変えさせていただきまして、平成28年総務省令第51号ということできかせていただきまして、それに伴います異動がその後の第2条第2号が第3号に改めます。

その第2行目の最後のところですが、同条第1号に規定するという部分を、当該に変えさせていただきまして当該、それから3行目、済みません、これについては打ち間違えがありまして、家屋または高知器物というところを、構築物及びに訂正させていただきます。

これにつきましては、先発の市町村の条例を参考にさせていただいて案をつくったところではありますが、既にその後、ことしの2月、それからその後にもまだ再生法の変更がありました。その辺の部分を十分承知していなかったということで、昨日、8番議員のほうから電話で御指摘がありまして、精査した結果、間違えということが判明いたしました。

調整不足な案を提案しましたことを深くおわびしたいと思います。申しわけございませんでした。差しかえにつきましては、よろしく願います。

○議長（安永 友行君） ただいま齋藤課長のほうから、訂正についての、5カ所かと思いますが、4カ所か、4カ所の、議案第64号の2枚目について4カ所の訂正がありました。内容についてはよろしいです。わかりました。

それでは、議案第64号の2枚目を差しかえることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、議案第64号の2枚目の差しかえについては、御異議ないようですのでそのように、認めることが決定しましたので、差しかえをお願いいたします。

それでは、本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） この条例がなくても、今、新たに誘致をした企業などに対する固定資産税等の免除、あるいはそれを出すというようなものもございしますが、そういうものとの関連について、どのようになっているのかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 議員がおっしゃられます租税特別措置法の関係で、製造業、今、固定資産税の減免をする分は、製造業等については減免をする措置が新たな整備された部分について、そういった条項を盛っておりますが、この辺については、あくまでも地域再生法によって本社機能を移転された部分についての不均一課税、わがまち特例ということで、吉賀町独自の条例ということで提案させていただいておりますので、これと今までやっとなるほかの部分についての関連はないというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、参考資料のほうでお聞きをいたします。

参考資料の23ページのほうに説明資料として上がっておりますが、このまず1行目、企業が地方活力向上地域特定施設整備計画の認定を受けてということと言われておりますけれども、これはこのままで間違いないのかということと、その後にあります東京23区等にある本社機能等の移転ということとなっておりますが、この23区等に該当するものはどこに当たるのかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 前段の部分については、これで間違いないというように思っております。

それで、23区等ではありますが、これは政令で決められることになっておりますが、今の政令の中ではまだ23区だけですので、「等」ということになっておりますが、新たに大阪とか、そういったところが指定されたら、その辺も含むというような考え方でありまして、今の政令では東京23区を対象にしているということであります。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 現実の話としまして、この条例が施行されて、こちらのほうに来る可能性について、どのように判断しておられるかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） これによる、23区については移転型という部分で、初年度が10分の1、2年度が4分の1、3年目が2分の1というような部分で、これによって、そういった本社機能に移される企業があるかという部分については、なかなか厳しいかなというように思っております。

拡充型については、既にある企業等が本社機能に移す場合には、幾らかは可能性があるかなというふうな気はしておりますが、なかなか今の中では、移転型については厳しいのではないかなというふうな見方はしております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それほど可能性はあるものではないというふうにお聞きをします。

ただ、この条例で固定資産税をこのような形で乗率を掛けてやった分につきまして一定の交付税措置がありますが、その内容についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） これについては、今、地域再生法の省令ですか、17条の、先ほどちょっと間違えておりましたその省令の中で書いてありまして、前の年、3年の税込等を勘

案して、交付税措置が設けられるというようになっているところです。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 先ほどのほかのものとの関連でお聞きをしましたけれども、それほどないような御答弁だったと思いますが、吉賀町企業立地促進助成金交付要綱というものがございます。

これでは、これの第6条におきまして、取得した土地、家屋及び償却資産に賦課される固定資産税に相当する額を、事業開始後、最初に課税される年度から起算して3カ年交付することができるというふうになっております。

そうしますと、こちらを使うほうが吉賀町のほうに来ていただく、東京から本社を移して来ていただくにしても、ある意味有利な、企業にとっては有利なものとなるというふうに思いますが、わざわざ今の地域再生法に關係する不均一課税に関する条例のほうで制定をしても、それを今のこの提案されております条例を使うことが、企業にとって有利だというふうに判断される要素があれば、その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 企業立地促進助成交付要綱につきまして、お答えいたします。

まず、この要綱ができた時点では、この固定資産税の今回上程しております不均一課税に対する条例というのがございませでしたので、想定してなかったところでございます。

まず、先ほどの条例につきましては、地域再生法に基づき、地域活力向上地域特定業務施設整備事業に該当するというものということでございまして、今回の要綱につきましては、業種を限定して補助金要綱を定めているものでございます。

業種につきましては、申し上げますと、製造業の場合、5人以上、情報サービス業、インターネット付属サービス業及び学術研究員ということで、場合によっては、こちらのほう、現時点では有利な場合もあるかと思いますが、これにつきましてはちょっと要綱のほうを、この条例が整い次第、再度検討したいと考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、この条例で対象となる事業者の規模、それから雇用する人数の条件、これらの地域再生法に示されております分でもよろしいので、お示してください。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 済みません、ちょっと調べてみないとわかりませんので、ちょっと時間いただけないでしょうか。

○議長（安永 友行君） ここで、ちょっと調査をして回答するという事なんで休憩します。

午前9時24分休憩

午前9時34分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

なお、9時17分に大多和議員は入場、着席されましたので、ただいまの出席議員数は11人です。

それでは、先ほどの答弁残りを齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 大変失礼しました。

適用要件ですが、基準額は3,800万円以上の取得費、それから中小企業については1,900万円、それから対象の人員等には特別な規定はないんですが、雇用者の増加が要件ということになっております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第2、議案第64号吉賀町地域再生法に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第65号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第65号吉賀町新宮住宅施設条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 関連になると思うんですが、お聞きしますが、当然この新宮住宅

につきましても、応募者多数の場合は他の町営住宅と同じように抽せんとなると思うんですが、よく町民の皆さんから抽せんに漏れたとか、抽せん、抽せんということを知りますが、改めてその抽せんの仕組みというんですか、空き部屋が出た場合につき、その当時に応募をされた方が抽せんというふうにはなると思うんですが、その抽せんにつきまして、町民の皆様等いろいろ誤解がありますので、改めて詳しくお聞きします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 公営住宅等で行っている抽せんについて説明させていただきます。

公営住宅の応募につきましましては、お知らせ版で、毎月、あきが出たときにお知らせするようになっておりまして、大体、次の月の第1週ぐらいを締め切りに、金曜日を締め切りにします。

応募が複数あった場合には、その次の月曜日か水曜日ぐらいのところで、都合を聞きまして役場に来ていただいて、くじ引きといたしますか、をしている状況です。

どうしても来られないという方については、職員がかわってその人になって抽せんをしていると、そういったことで抽せんを行っております。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 済みません、もう一点関連なんですけど、現在、町営住宅、公営住宅に応募している方の抽せん待ちの方ということで何名ぐらいおられますか、ちょっとお聞きします。わかればお聞きします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 待たれとるとするのは、ちょっと把握できないんですが、空き部屋があったときに申し込み、その都度していただきますので、先月に仮に抽せんに漏れた方も、あいても次の月にまた申し込むとは限られません。そういった部分で、そのときに応募があった方が複数、抽せんしなければならぬ状態のときにしますので、今、何人、住宅を求めておられるかという部分については、ちょっと把握をすることは不可能である。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第3、議案第65号吉賀町新宮住宅施設条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第4. 議案第66号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第66号吉賀町移住体験滞在施設条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。ないようですが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第4、議案第66号吉賀町移住体験滞在施設条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第67号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第67号吉賀町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。質疑がないようですが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第5、議案第67号吉賀町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第68号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第68号吉賀町監査委員に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第6、議案第68号吉賀町監査委員に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第69号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第69号吉賀町スクールバス条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第7、議案第69号吉賀町スクールバス条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第70号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第70号平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第8、議案第70号平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第71号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第71号平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第9、議案第71号平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第10、議案第72号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第72号平成28年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 15ページの中学校費で、中学校施設整備事業費、吉中の下水の分が応札なしということでやめたわけですけれども、応札がなかった理由について、把握されているものがありませんでしたらお願いします。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 平成28年6月20日、町内の業者11者で入札を行う予定でありましたけれども、全者辞退ということでありました。

それで、理由についてははっきりとはしておりませんが、実際の施工が中学校の敷地内ということで、できる限り夏休み中に実施をしたいという中で、少し無理があったのかというふうにも考えておりますし、あと、ことし建築関係の仕事が結構ありまして、その辺で業者の皆さんがちょっと忙しかったのかなというふうには推察をしております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） この分の設計上の問題というか、設計について実際に業者が施工するに当たっての設計の内容を十分把握されていたか、その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 吉賀中学の校舎の周辺になりますので、特に校舎の裏側、ここがち

よっと狭い場所がございまして、その点についてもちょっと設計の内容を確認をいたしましたけれども、校舎の前あたりは特に問題はないというふうに見ておりますけれども、裏につきまして、重機等につきましては小さい重機で設計がしてありましたので、若干無理がないこともないのかもわかりませんが、施工ができないような設計ではないというふうには思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 14ページの住宅費、ユースパームの空き室が出ることによります使用料の負担金が上がっておりますが、一方で住宅がないということが言われ、一方で空き室がちょっと続いてあるというようなところで、この負担金が発生しないようにどのようにしたらいいかと考えるわけですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） なかなか多いときにはユースパームのほうも、ちょうど3月ぐらいいにあいと思ったら応募があつたりするんですが、年度途中というのがなかなか応募が少なくなってしまうというような部分があります。

その辺をどうするかということで、大変悩んでおるんですが、やはりそういったあいっているという部分の周知について、若干のおくれといいますか、十分でないところがあったかなというようなことは思っておりますので、ホームページ等については、また毎月の情報で入れるんですが、なかなかその辺で十分見ていただけないという部分もあるのかなというような気もしております、周知方法についてはまた検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 16ページですが、災害復旧費のことです。

大井谷の棚田の展望公園の災害復旧費というのが97万2,000円出ております。昨年から27年度の補正等で、3回かぐらい補正とかいろいろ出てきておるわけですが、金額的にも97万2,000円ということで、このたびの補正で大きな金額ではありませんけれども、どんな工事なんかなと思ひまして、私もきのう大井谷のほうにちょっと行ってのぞいてみたんですが、展望台に上がる階段のところ、かなりこうずっとところかなと思ひました。

こののり面の復旧で、この97万2,000円というのがあののり面だけの、赤土のようなのが出ておりましたけど、あそこの復旧だけなのか、それからあの階段も何か浮いたように、橋脚というのか、壊れておりました。

この97万2,000円が、ずっと昨年からの復旧工事ということで、どの程度までこの復旧、このたびの97万2,000円の復旧工事で直るのか、また、ほかのところもまだ含まれておるのかどうか、ことしの繰越明許でも500万円相当ですか、その辺の金額も入つると思ひます

ので、その辺のことをちょっとお知らせいただけたらと思うんですが。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えいたします。

初めに、昨年度実施しました復旧工事のことなんですが、昨年度は、予算計上いたしましたのは昨年8月、9月、この2回の台風の影響の長雨、これによりましてのり面が崩壊したというものを復旧した工事です。これは今年1月の7日に業者と工事請負契約をしまして、繰越明許の手続きをして、この4月30日に完成しております。

今回、予算計上をさせていただいておるのは、この7月に長雨が続き続いたわけですが、その影響によりまして前回のり面工事をした隣の部分、これが昨年ほどの面積的でもないですが、崩れたということで、今回やるものでございます。

御質問のあった工事内容については、のり面の吹きつけと、その上にあります遊歩道がありますが、そこの手すり、これを移動させるという経費でございます。

実際、あの橋脚、これも確認しておりますが、これはコンクリで土台の部分がしっかりしておりますので、ここは現状でいらう必要はなかろうかというふうには思っております。

ただ、この大井谷の展望公園につきましては、今の階段から遊歩道へ上がって、あずまやが上にあります。そういうところも、地盤の沈下が起きておるといような状況も見られますので、その公園全体について調査をして、ちょっと検討をする必要があるのかなというふうに思っておりますので、地元の住民さん、活動組織として、助はんどうの会がございしますが、そういう方等の御意見も拝聴しながら、お聞きしながら、今後、ちょっと検討をいろいろしてみたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） のり面の部分は、きのう、私も現場を見ましてすぐわかったんですが、今の課長さんの返事によりますと、答弁によると、階段、あれについとるコンクリ、橋脚ですね、あそこの部分も下に転げ落ちとって、とてもあのまんまおいたんでは、のり面の吹きつけだけでは、とても無理なんじゃないかなとちょっと思ったんですが、その辺の確認は大丈夫なんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

きのうはちょっと行ってませんのでわかりませんが、コンクリの、いわゆる固まりが落ちておったでしょう。あれは恐らく、前回、私が確認したところによりますと、遊歩道の柵がありますよ、手すりが、その下にコンクリがあるんですが、基礎として、その部分が落ちておりました。ですから、その部分については、ちょっと移設をしたいというふうに考えております。

ですから、橋脚といっても、階段本体のコンクリのほうまで異常はなかったように思っておりますが、それについてはこの議会が終わりまして、再度確認はしておきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今のこののり面の復旧工事もなんですが、私もきのうたまたまそののり面の現場を見たり、それから稲刈り等も地元の方がしておられましたので、田んぼの上へ、石垣をはい上ってお話したりしたんですが、ちょうどイノシシが田んぼの中を踏み荒らしたところを見ました。そこをコンバインで刈っておられましたが、なかなか大変ですよということを話されておりましたけれども、今、実際に展望台のところは、町の施設としてああいうふうな復旧工事ということがやられておられますけれども、実際に、きのう、石垣が壊れたところはなかったんですが、ああいうふうに田んぼの中に有害鳥獣、イノシシが踏み散らかしておりました。

これ、どこから入っちゃったのですかというようなこととお話したんですが、やはり金網もずっと張っておられましたけれども、古くなって下のほうからくぐって入るんだというようなことを言っておられました。

なかなか小さい田んぼで、あそこにある看板を読んでもみますと、600年前からやっておるんだというようなことをいろいろ読んでみましたが、この棚田自体を、ここ、今このような話を一般質問のほうがいいんかもわかりませんが、実際に今からこの棚田というものを地域の方だけで、かなり減反、遊休田も出ておりますけれども、実際に地元だけでこれをやっていけるのかどうか、また、そういうふうな有害鳥獣が石垣等を壊したときに、その辺は町の今のこのような予算の編成をして直していくのかどうか、その辺はどのようなものでしょうか。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えいたします。

棚田の保全活動、これにつきましては、助はんどうの会の皆さんが長年にわたって御尽力されて、本当このことにつきましては、敬意を表するところでございますが、この大井谷地区につきましても、高齢化またはその担い手不足、そういうことによりまして、営農そのもの、またはオーナー制度等ございますが、その活動の継続というのが難しくなってくるということは、予測されると思っております。

そうなりますと、不在地主とか耕作放棄地、それとか棚田全体のその魅力の低下、こういうものにもつながってこようかというふうに考えておるところでございます。

この棚田の保全活動につきましては、その地域の住民だけでなく、町外の方からも関心が多く寄せられておりますので、この棚田につきましては、保全活動というのはやっていく必要があるというふうに考えております。

引き続きこの貴重な大井谷の棚田を後世に残せるように、保全活動に努めていきたいと思いますが、これにつきましては地域の自主的な取り組み、これを基本といたしまして、現在あります棚田のオーナー制度、トラスト制度、こういうものを積極的に取り組んでいながら、都市住民との交流を図る必要があるかというふうに考えております。

議員が言われるとおり、地域の住民だけで、今後保全をやっていくというのは、非常に難しくなってくるんじゃないかというのは、実感では思っております。

今、棚田のいわゆる崩れたりしたときのお話でしたが、島根県のほうで棚田基金というものを持っております。この棚田基金というのは、県が国庫補助事業で基金を造成をして、その基金の運用益によりまして、県内の棚田地域の保全活動の推進を支援するというものでございます。

大井谷の棚田につきましても、この基金から、回数につきましてはちょっと覚えておりませんが、支援を受けて棚田の石積みとか、そういう壊れたときの補修をしております。

石積み自体の財政支援、町単独の財政支援ということにつきましては、現時点では行っておりませんし、必要があるようであれば、またそのことについては検討はしていきたいと思いますが、現時点では行っておりません。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 県のほうの基金があるということで、少しは安心するわけですが、先ほど言いましたようにイノシシ等が、個別でやったのではなかなか大変だろうと思うんですが、大井谷の集落、地区の上からずっと全体を囲い込むような鉄条網じゃないですが、そのような柵でも蔵木地区全体を囲んでおるようなことがありますけど、県でやるんですけど、そのようなことも活用しながら、あの棚田の石がふえた場合には大変修理にもお金がかかるし、事前にそのようなことを取りかかったほうがいいんじゃないかと思っておりますので、その辺のことも配慮していただけたらと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 私も今の16ページの大井谷の展望公園の災害復旧なんですけど、昨年度が工事費で710万円、今年度、あの現地を見てこの97万円でまた復旧して、そこへまた観光客の方が展望台のほうへ上がられても大丈夫な工事ができるとは、ちょっと昨年度のを見て考えにくいんですが、それと、もう一つ、展望台へ行く駐車場の行く道もちょっと狭いと思うんですが、その辺も一緒に考慮されて、大型バスはかなり手前でしか回ることができませんし、今の見に来られた方があそこまで行かれて、実際に歩いて上がられるように開放されても大丈夫

かというところと、今の展望台へ上がる道を今のままでおくのかということについてお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） とりあえず復旧ということなんで、崩れたところだけを直そうということ、先ほど産業課長も御答弁申し上げておりましたけれど、やはり展望台のあずまやのあたりも多少沈下しておるといふ話もあるし、全体をもう一回、どのような状況なのか、それをきちんとすればどのくらい金かかるのか、それができるのかできないのか、そういった調査は新年度で予算つけてやらせていただいて、そうしたときに、今、議員がおっしゃるようなことも含めて検討をしていく必要があるかというように思っております。

また、先ほど5番議員がおっしゃいました石垣等、これにつきましても、ただ本人さんが全てということになると大変厳しい状況もありますので、ふるさと応援基金という形で、ふるさとの文化、そういったものを守るというようなことで、ふるさと納税していただいている方がありますので、そういった基金を使いながら、やはり助成しながら、今の県の棚田基金についても、それほどハード事業にまで回していただけるほどのものはないだろうというふうには思っておりますけれども、あればいいんですけど、そういった基金を造成しながら、また、あまして石垣を積む技術というのも廃れていくこともありますので、そういったことも含めて、やはり維持活動はするようにしなきゃならないんじゃないかならうかというふうには考えております。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありますか。4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 13ページの「ゆ・ら・ら」の客室エアコンの修繕料とか、改良工事費で財源の有効活用事業で788万円ぐらいの結構大きい金額なんですけど、この客室エアコンの改良工事費というのを、もう少し詳しくちょっとお聞きします。どういう改良なのか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 13ページの004、健康増進交流促進施設の管理費の施設修繕料と改良工事費でございます。

施設修繕料につきましては、エアコンが壊れたため、緊急修理をするものでございます。これ客室のエアコンでございます。

改良工事費につきましては、いわゆる男性、女性用の浴場がございますが、ここの排煙口がもう老朽化して機能しないおそれがあるために、取りかえを行うものでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 11ページの高齢者福祉費の中で、特養とびのこ苑の管理費で、ちょっと浴槽のほうを改修をしていただくわけですけれども、現状とそれからこの改修すること

によって、今の入居されている方の入浴をする頻度に変化は発生をするのかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） お答えいたします。

ちょっと見づらいかと思うんですけども、これが現行の写真なんですけれども、浴槽にべた風呂でこういうふうに掘ってあります。一般的に特別浴槽は少し高いところに、床から高いところに浴槽を位置して、介護者に負担がかからないように設置してあるのが一般的な特別浴槽の事例なんですけれども、とびのこ苑と柿木のデイサービスについてはタイルと同じ床なんです。要は、温泉施設と同じような風呂になっておりました。

ですから、非常に介護者のほうの側に腰の負担がかかるということで、これを今回改修するというものです。

こういう状況でありましたので、違うユニットバスをそこに設置をして、それで介助浴という方法を今までは簡易にとっておりましたので、この浴槽はもう10何年以上使っていない状態でした。

ですから、これは柿木のデイサービスととびのこに2カ所ある同じ工法でつくった浴槽ですので、これは使ってなかったということで、柿木のデイサービスについてもとびのこについても、そういう別の方法を使ってましたので、今回これを整備すると、そういったものでございます。

（「頻度、頻度は」と呼ぶ者あり）頻度は、使ってないですから、頻度はゼロです。（発言する者あり）それは介護保険の……

○議員（8番 藤升 正夫君） ちょっと質問が悪かったんで、済みません。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 済みません、ちょっと質問が正確でなかったもので、なかなかこの施設というか、浴槽が使うことができなかったというのがあったので、それでちょっとお聞きをしたということで、そのときに今のもう一個のほうの浴槽、もう一個あるんですけども、それ両方使えることによつての職員の負担等も、この改修することによつて若干負担度も少なくなることで、入所されている方がより入浴の回数等が上がることになるのかということでお聞きします。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） ケアプランの中で、例えば要介護5の方については、1週間に何回以上入浴をしなければいけないという基準がございますので、この浴槽が入ったことによつて、ゼロ回の方が10回になるとか、そういったことは法律上許されていませんので、それには影響はないです。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 13ページの橋梁維持管理費で、きのうまでやったと思うんですが、木部谷の中村地区で橋梁の桁の注入作業をやっておられるちゅうて、業者の方、言われたんですが、町内で今把握されとる緊急にああいう注入とか行う予定の橋梁がありましたらお願いします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

緊急に修理しなければならないという橋でございますけれども、4の判定を受けている、つまりは危険であるという橋がございます。これにつきましては、記憶している範囲で4橋、たしかございます。

ただし、この橋につきましては、ただいま通行どめの処置等をとっておりまして、危険はないというふうに思っておりますけれども、1橋については経過を見ながら、歩く、歩行のみ許可をしているといいましようか、制限をしているという橋がございます。これは柿木村柿木の栃木橋、吊橋でございます。その分については、今制限を行っているというところでございます、歩ける状態ではございます。

それ以外の橋につきましては、早く直せば安く済む、それから少しかういふ言葉で言いますと、傷んでから直せばお金がかかるというところで、経済効果等を見ながら、勘案しながら、どういふ方法があるかということも、大意に考えながら検討しているという状況でございます。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 同じく今の橋梁ですが、1,900万円の設計業務委託料、これは何件の委託料かということと、最終的に着工して完成になりますけど、完成時期はいつごろかということをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの質問にお答えをいたします。

1,900万円の業務委託料でございますけれども、4橋分の設計をするように考えております。これにつきましては、御承認いただきましてからの発注ということになりますので、今年度いっぱいをかけてということになろうかと思っておりますので、工事に入れますのは来年からというふうに考えております。

ちなみに申し上げますと、柿木村福川の長五郎橋、それから抜月橋、それから七村橋、それから落合橋、この4橋を補修の設計業務を実施するという考えでおります。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） わかりましたが、工事金額はどれぐらい予定していますか。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 業務の発注形態は、2業務というふうに考えております。

つまりは、長五郎橋と抜月橋を合わせまして、それから七村橋と落合橋を合わせまして、その2業務で発注を、業務設計を考えておりまして、計上させていただいております、補正をお願いしておりますお金が1,900万円でございますので、約800万円強ずつ、大体半分半分ということで考えております。（「工事費」と呼ぶ者あり）工事費ですか。失礼いたしました。

工事費につきましては、設計業務をかけてみないとちょっとわからないという状況でございます。申しわけございません。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第10、議案第72号平成28年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11. 発議第4号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第11、発議第4号介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修の継続利用と利用料負担増としないことを求める意見書（案）を議題とします。

総務常任委員会の報告を求めます。2番、大多和総務常任委員長。

○総務常任委員長（大多和安一君） 総務常任委員長の大多和です。

総務常任委員会に付託された発議について、お配りしております委員会審査報告書を読み上げて報告いたします。

平成28年9月16日、吉賀町議会議長安永友行様。総務常任委員会委員長大多和安一。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件の番号、発議第4号。件名、介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修の継続利用と利用料負担増としないことを求める意見書（案）。

2、審査年月日、平成28年9月14日。

3、審査結果、否決。

以上でございますが、若干補足させていただきますと、本件につきまして背景等を宮本課長に説明いただいて、後、委員会で討議しました。その結果、賛成少数で否決となりました。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で総務常任委員会からの報告は終わりました。

これよりただいまの委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 委員会の中で、この対象となる福祉用具並びに住宅改修ですけれども、実績としてどの程度あったのかというのを調査しておられると思いますけれども、その点についてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○総務常任委員長（大多和安一君） 福祉用具の実績ということでよろしいでしょうか。

○議員（8番 藤升 正夫君） はい。

○総務常任委員長（大多和安一君） 介護保険事業報告、平成27年度では、吉賀町では福祉用具、住宅改修サービスとして150万5,000円が使われております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 150万5,000円ということでしたけれども、例えば住宅改修だけでも36件、件数ですね、ありますけれども、今の委員長の回答で正しいのですか。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○総務常任委員長（大多和安一君） 正しいかと言われたらあれですが、私、一応、町から報告されました、吉賀町からの報告書をもとに回答をしておりますので、私は一応正しいと信じております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 私の持っている資料によりますと、これは件数で表示されて

おりますので、総件数で1,505件であるというふうに載っておりますので、その点は資料の読み方、もう一度またしていただければと思います。

それで、本題に移りますけれども、この福祉用具とか住宅改修というのが、家で要介護になった人を見るときに、本当にたくさんの方で見られる方から、あれがあつてよかったというふうに聞いております。

例えば、手すり1つでもあることによって転倒が防げるとか、出入りができるとかいうふうにして、今、何とか歩ける人なんかも、これがええでというて言われますけれども、そういうような中身についてどんな調査をされたか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○総務常任委員長（大多和安一君） 手すり1つでもとかいうことでしたが、介護保険における軽度者に対する生活援助サービス等のあり方ということについて調査いたしまして、この中に身体介護と生活援助があるんだというようなこと、それから軽度者では生活援助が全体の5割を超えているとか、しかも生活援助の中で掃除に占める割合が非常に多いということ、それで介護保険においても今の福祉用具の貸与についてとか、購入については、要は手すりをつけるとか、車椅子を貸与するとかいろいろありますが、これらについても全部が利用者負担が、原則現在1割となっていることによって、利用者の価格考慮のインセンティブが低いということで、それらが高どまりになっているというようなことで、自由競争の倫理も機能していないというようなことが報告されたということも聞いております。

以上のようなことをもちまして、先ほど言われました手すり云々とか、確かに必要なところはあるということはおわかりますが、それは原則として、軽度者に対しては自己負担が相当だろうという結論に達したものと思われまます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 吉賀町の年金で生活しておられる方の現状で考えますと、国民年金だけの方が非常に多くおられます。

そして、その国民年金の受給額というのは平均で4万円台です。そういう中からいろんな費用を出してやっておられるのに対して、これらが全額自己負担となった場合に、その人たちの生活がどうなるのか、こういうような点からどのような審査をされましたか。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○総務常任委員長（大多和安一君） その方向については考慮しておりません。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、今この意見書（案）で、対象としております軽度者と

いうふうに委員長も先ほど言われましたけれども、軽度者とはどこを指すのか、ということについては調査されましたか。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○総務常任委員長（大多和安一君） 軽度者とは、要支援1、要支援2、要介護1、2から要介護5までありますが、一応、要介護2以下だということを調査しております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 今言われましたように、要介護2以下になるわけですがけれども、在宅での介護を、または自立に近い形での生活を続けるために、この福祉用具が果たしている役割と、それに対する全額自己負担となったときに、今までと同じように利用することができるかどうかという点での調査はされましたか。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○総務常任委員長（大多和安一君） 全額どうのこうのとか、要は手すりをつけるとかいうことなどについてのいろいろな話がありました。調査もいたしました。

ただ、具体的にそれぞれの家の状況によって、この手すりのつけるとか云々、違うということもありますので、詳しくは調査しておりません。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 先ほども委員長、課長さんよりの説明があったと伺いましたが、議長にお伺いします。

私たちも……

○議長（安永 友行君） 河村議員、動議以外でここで私にお聞きされても、お答えできませんので拒否します。

○議員（7番 河村 隆行君） 課長さんに、私も吉賀町の現状とそういう背景があったらお答えできるものならお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 河村議員、委員長報告に対して、そのときの状況等は委員長以外に、執行部が出した議案じゃございませんので、担当の課長に聞くことはできませんので、委員長を通して聞くなり、での質問をしてください。7番、河村議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 済みませんでした。

委員長にお伺いいたします。総務委員でなかったもので、私もちょっと町の現状と今の利用状況等について知りたいと思うんですが、課長さんの答弁を聞きたいと思うんですがいかがでしょうか。（「課長じゃない、委員長じゃ」と呼ぶ者あり）済みません、委員長にお伺いします。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） ここで少し休憩の動議を出したいと思いますが、いかがでしょ

うか。

○議長（安永 友行君） 賛成者ありますか。（「賛成」と呼ぶ者あり）

ただいま、10番議員から休憩動議が出ましたがよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまから10分間休憩します。

午前10時38分休憩

.....
午前10時49分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまは総務常任委員会の委員長報告に対する質疑でございます。その質疑を続行いたします。2番、大多和議員。

○総務常任委員長（大多和安一君） 先ほどの件で、ちょっと間違った回答をしたこともありますので、あわせて発言しておきます。

先ほど、介護保険状況が吉賀町27年度で150万5,000円と答弁しましたが、確かに言われるとおり1,505件の間違いでしたので訂正しておきます。

あわせて、委員会の調査、それから皆さんの議論の中では、高い給料いわゆる高収入者には応分の負担が必要ではないかと、それから先ほど質問のありましたように、収入の少ない方には、軽度でも必要な方には、町単独でもそういう支援をするような制度を設けるべきではないとか、また、今のままでは若年層へのしわ寄せいうんですかね、負担が多くなるというようないろんな議論が出ましたけれども、結論的には当初の提出された意見書（案）については否決するということになりました。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。

なお、委員長報告が原案に対して否決ですので、討論は原案に対する討論を行っていただきます。それでは、原案に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 次に、原案に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第11、発議第4号介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修の継続利用と利用料負担増としないことを求める意見書(案)を採決します。

この発議に対する委員長報告は原案否決です。したがって、原案について採決をします。日程第11、発議第4号介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修の継続利用と利用料負担増としないことを求める意見書(案)について、賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長(安永 友行君) はっきり手を、挙手してください。

それでは、お待たせしました。賛成少数です。したがって、本案は否決されました。

日程第12. 発議第5号

○議長(安永 友行君) それでは、次に日程第12、発議第5号参議院選挙における合区の解消を求める意見書(案)を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。1番、桑原議員。

○議員(1番 桑原 三平君) 発議第5号、平成28年9月13日、吉賀町議会議長安永友行様。

提出者、吉賀町議会議員桑原三平、賛成者、同上、潮久信、賛成者、同上、河村由美子、賛成者、同上、大多和安一、賛成者、同上、三浦浩明、賛成者、同上、河村隆行、賛成者、同上、庭田英明。

参議院選挙における合区の解消を求める意見書(案)。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由、我々地方議会は地域の存続をかけ、地方創生に懸命に取り組んでいるが、今回の参議院選挙における合区制は、単なる地方切り捨てと各県間の新たな不平等をもたらすものであるためです。

それでは、意見書の朗読させていただきます。

参議院選挙における合区の解消を求める意見書(案)。

我が国の都道府県制度は、地域の生活文化に根差し、定着した地方自治の根幹です。

加速的に進む人口減少と一極集中の是正に向け、我々は地方創生に期待し、地域の存続をかけた懸命に取り組みを始めたところです。

しかし、参議院選挙における選挙区の合区は、地方の住民に、地方の声が国政に届きにくくなり、地方切り捨てにつながるという危惧と、都道府県単位で国政に代表を出せる県と出せない県が生ずるといった新たな不平等をもたらしました。

国会及び政府におかれては、合区を解消し、都道府県を選挙区分とする選挙制度の原則を堅持して、地方の声がきちんと国政に反映できる仕組みを構築されるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年、島根県吉賀町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣官房長官。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で提出者の提案理由の説明は終わりました。

ここで提出者に対しての質疑を許します。質疑はありますか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 提出者にお聞きをいたします。

これまでの参議院選挙結果を受けて、前回は別ですけれども、その第22回、23回の、23回が平成25年の分ですが、そのことについて違憲ではないかということで最高裁で判断をしておりますが、違憲状態の判決が出ているわけですが、提出者として、この違憲状態の解消するために、どのようにするのが望ましいというふうに考えているかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 解消についてはいろいろな仕方があると思いますが、ただ、その解消に対して、私はとにかく今の都道府県制度からの参議院という、衆議院とは違うことの、議員としての資格あるいは議会の内容について、都道府県単位では現状における代表としての確保は必要であるとの認識を持っております。解消法については、別に、今のところ私の意見はございません。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 日本国憲法の第43条におきまして、これは両議院というのは衆参両議院ですけれども、両議院は全国民を代表する選挙された議員でこれを構成するというふうに言われております。

22回目の参議院選挙だったと思いますが、その後、自民党を初め、主要な政党によります協議が行われてきました。その中で違憲状態は解消しなければならないという点での合意もされております。

そうしますと、違憲状態を解消するというために、その協議に参加した政党が合意をされたということですので、その点についてはしっかりと受けとめるべきでないかというふうに私は思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） その点につきましては、質疑者の意見に私は賛成しますが、国においては、今般の改正公職選挙法第7条で、選挙区間における議員1人当たりの人口の格差の是正等を考慮しつつ、選挙制度の抜本的な見直しについても、引き続き検討を行う必要があるとのことでもありますが、ただ、その抜本的な見直しについて、ただ人口の高のみではなく、日本全

国さまざまな地域の意見を十分集約して、国政に的確に反映できるような仕組みを構築すべきであると認識しております。

そのためにも、都道府県単位の現実の代表者が確実に国政に参加できる制度となるようという
ことで、私の意見でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 意見はお伺いしました。

ただ、それでは、実際に違憲状態というのが解消されないと思います。

私は、全国を幾つかのブロックに分けて、比例での選挙とするということなどを通じて、それぞれの地域から地域のいろんなものを国会の中でしっかりと出すということも可能であるという
ふうに考えますが、そういう方法では無理があるというふうにお考えか、改めてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 質疑者の質問にお答えしますが、私としてはそうした質疑者の御
意見もあると思いますが、現時点における選挙制度のことについては、ただ、私も組織の一員で
ありますので、またそうしたことは私なりに反映させていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（安永 友行君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となっております発議第5号に対する反
対の討論を行います。

この参議院選挙における合区の解消を求める意見書ですけれども、定数を大幅にふやすなどの
ことをすれば可能かもしれませんが、今後より一層このような合区と、今のままで行けば合区も
ほかの、今は4つの県だけですけれども、さらにそれが拡大をしていく、そういうことをするよ
りも、やはり先ほどの質疑の中で申しましたけれども、全国を一定のブロックに分けることによ
って選挙を行う、そのことによって、ブロックに分けているわけですから、地方の意見も国会に
届けることができるというふうに考えます。

衆議院におきましては、小選挙区のもとでそれぞれの地域から出ているわけですから、衆議院、
参議院、お互いのよさを発揮してやるということと、この違憲状態そのものは、やはり解消する
ということでは、この意見書ではそのことについて十分できるというふうには判断できませんの
で反対の討論とします。

○議長（安永 友行君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

日程第12、発議第5号参議院選挙における合区の解消を求める意見書（案）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 閉会ではございませんけれど、提案いたしました全議案とも御可決いただきまして、まことにありがとうございました。

また心を引き締めて、また頑張りますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。御苦勞でございました。

午前11時10分散会
